

資料 1

(教育総務課)

学童保育所の開所時間の延長及び学童保育料の見直しについて

1. 本市における学童保育所の開所時間の状況

本市においては、下表のとおり、公設公営 5 カ所、公設民営 3 カ所、民設民営 7 カ所の計 15 カ所において児童の受け入れを行っていますが、学童保育所により開所時間が異なっております。現在、すべての学童保育所で保育料が一律 9,000 円となっている一方で、保育時間に差があることから、不公平とのご意見も寄せられています。特に、開所時間が 18 時 30 分までとなっている学童保育所については、保護者の方々の近年の働き方の多様化等を踏まえ、開所時間延長を求める要望が寄せられる状況となっています。

区分	施設名	所在地	対象小学校	平日開所時間
公設公営	わかくさ学童保育所	八潮市大字南川崎 826 番地 3	潮止小学校	放課後～ 18：30
	やわた学童保育所	八潮市中央四丁目 21 番地 25	八幡小学校	
	やなぎのみや学童保育所	八潮市大字柳之宮 140 番地	柳之宮小学校	
	だいばら学童保育所	八潮市八潮七丁目 42 番地 1	大原小学校	
	はちじょう学童保育所	八潮市大字鶴ヶ曽根 1 番地	八條小学校	
公設民営	どんぐり学童クラブ	八潮市緑町四丁目 1 番地 1	松之木小学校	放課後～ 18：30
	はちじょうきた学童保育所	八潮市大字八條 1150 番地	八條北小学校	
	おおぜ学童保育所	八潮市大瀬三丁目 9 番地 1	大瀬小学校	放課後～ 19：30
民設民営	けやき学童クラブ	八潮市大字塙 127 番地 2	大曾根小学校	放課後～ 19：30
	ちくみキッズクラブ	八潮市大字南川崎 771 番地	大瀬小学校	
	ちくみキッズクラブ第 2	八潮市大字南川崎 717 番地 2	大瀬小学校	
	コビーアフタースクールやしお	八潮市大瀬 1661 番地 2	中川小学校	
	コビーアフタースクールやしお ST	八潮市茜町一丁目 1 番地 4	大曾根小学校	
	コビーアフタースクールやしお しおどめ	八潮市大字南川崎 649 番地 2	潮止小学校	
	おおぜのもり学童クラブ	八潮市大瀬 4 丁目 3 番地 1	大瀬小学校	放課後～ 19：00

2. 周辺市町の状況

参考として、近隣市町の学童保育所の状況は下表のとおりとなっています。

		平日 開所時間	平日 閉所時間	延長保育時 閉所時間
埼玉	八潮市	放課後	18:30	-
	草加市		18:00	19:00
	吉川市			19:00
	三郷市		18:30	
	松伏町			-
	越谷市		19:00	
千葉	柏市	放課後	19:00	
東京	千代田区	放課後	17:00	19:00
	大田区			-
	練馬区			
	足立区			
	葛飾区			
	杉並区			
	豊島区		18:00	
	北区			19:00
	荒川区			
	江東区			
	中央区			19:30
	目黒区		18:15	
	世田谷区			
	文京区		18:30	
	港区		19:00	-
	品川区			

23自治体中、16自治体が延長保育時間を含めて19:00又は19:30まで開所しています。

3. 学童保育所における対応の状況

実際の学童保育所における18時30分以降のお迎えの状況については以下のとおりとなっており、開所時間延長の要望に対して、18時30分以降のお迎えは、ある程度限定された需要であると考えられます。

(1) 【公設公営】 18：30以降のお迎え状況

※18:30までに保護者がお迎えに来られず、やむを得ず限定期に時間外の対応をした人數

1日あたりの平均人數

施設	全体人數	該當人數	割合
わかくさ学童A組	38人	0.05人	0.1%
わかくさ学童B組	37人	0.01人	0.0%
やわた学童A組	33人	0.09人	0.3%
やわた学童B組	33人	0.18人	0.5%
やなぎのみや学童	29人	0.20人	0.7%
だいばら学童A組	30人	0.66人	2.2%
だいばら学童B組	30人	0.65人	2.2%
だいばら学童C組	29人	0.65人	2.2%
はちじょう学童	34人	1.35人	4.0%
合計	293人	3.84人	1.3%

(2) 【民営】 19時00分以降のお迎え状況

1日あたりの平均人數

施設	全体人數	該當人數	割合
おおぜ学童	92人	6人	6.5%
けやき学童	82人	4人	4.9%
ちくみキッズ	74人	7人	9.5%
ちくみキッズ第2	73人	5人	6.8%
コビーやしお	43人	1人	2.8%
コビーST	43人	1人	3.3%
コビーしおどめ	73人	4人	4.9%
合計	480人	28人	5.9%

4. 保護者アンケートの結果

公設公営の学童保育所のお迎え時間の現状、開所時間の延長等について、保護者アンケートを実施した結果については以下のとおりとなっております。

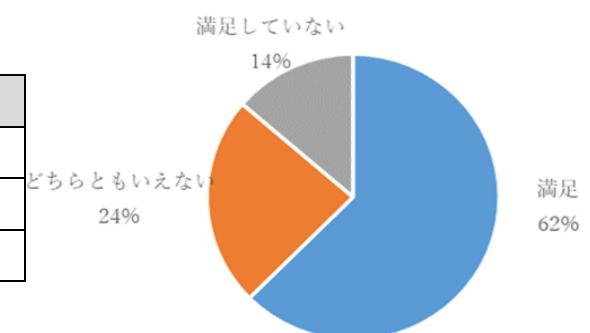
※公設公営学童保育所に係る保護者アンケートについて（令和5年12月実施）
一部抜粋 回答数187件（在籍児童244名 回答率76.6%）

【問1】お迎えの時間は何時頃ですか。

時間帯	回答数	割合
～17：00	32	17.11%
17：00～17：30	57	30.48%
17：30～18：00	39	20.86%
18：00～18：30	54	28.88%
18：30～19：00 (やむを得ず限定期間に時間外)	5	2.67%
合計	187	100%

【問2】今の開所時間で満足していますか。

回答	回答数	割合
満足	100	62.50%
どちらともいえない	38	23.75%
満足していない	22	13.75%



【問3】18時30分以降の延長保育を希望しますか。

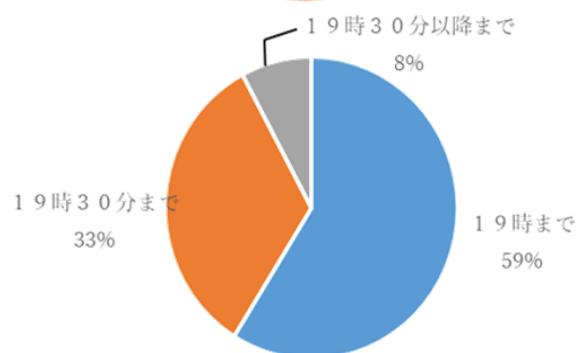
回答	回答数	割合
希望する	52	34.21%
希望しない	100	65.79%



問3で「①希望する」と回答した方にお伺いします。

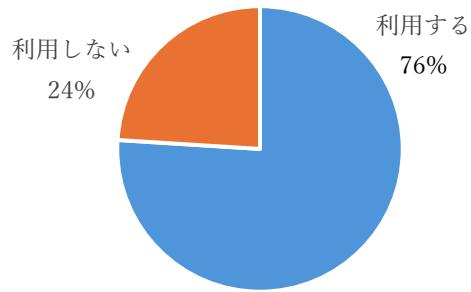
(1)開所時間は何時を希望しますか

開所希望時間	回答数	割合
19：00まで	30	58.83%
19：30まで	17	33.33%
19：30以降まで	4	7.84%



(2) 有料の場合でも利用しますか

回答	回答数	割合
利用する	38	76.00%
利用しない	12	24.00%



※回答者数の全数（187人）に対し、有料でも開所時間の延長を希望するとの回答は38人（20.32%）に留まった。

5. 開所時間の延長に関する課題の整理

- ・学童保育所全体のサービスレベルの維持の観点から、民設民営の閉所時間である19時30分への統一が適切と考えます。
- ・開所時間の統一化にあたっては、学童保育所指導員の就労時間の延長が必須となるため、学童保育所指導員の意向を尊重して検討を進める必要があります。また、就労時間の延長により、やむを得ず退職を希望する指導員が増加するなど、公設公営での運営が難しいと判断された場合は、代替策の検討と、代替策の事業化のための予算の確保等を要するため、慎重かつ詳細な検討を要するものとなります。

6. 開所時間の延長に伴う学童保育料の見直しについて

開所時間延長に伴い、職員の配置時間の増加や光熱水費等の運営経費の上昇が見込まれることから、適正な運営体制を維持するために、学童保育料の見直しが必要となります。

(参考) 近隣市の状況

	通常時 閉所時間	保育料	延長保 育時	延長保 育料	その他	合計
八潮市	18:30	9,000円	-	-		9,000円
越谷市	19:00	8,500円	-	-	おやつ代 2,000円	10,500円
草加市	18:00	8,800円	19:00	2,500円		11,300円
三郷市	18:30	10,000円	-	-		10,000円
吉川市	18:30	7,000円	19:00	1,000円	おやつ代 2,000円	10,000円
松伏町	18:30	7,000円	-	-	おやつ代 2,000円	9,000円
					土曜保育 2,000円	11,000円

⇒近隣市の状況から、開所時間を延長する場合、全体保育料の値上げ（1,000円程度）又は延長保育料の徴収（2,000円程度）が必要と考えます。

パターン①【学童保育料全体を上げる（1,000円程度）】

延長時間の有無に関わらず、すべての家庭が一律に値上げされた保育料を支払う方式。

● メリット

- ・保護者にとって、料金徴収方法が単純かつ明快である。
- ・どの家庭も自由に延長を利用できるようになり、機会均等を実現。

● 主な課題

課題	内容
① 負担感の不公平	延長を利用しない家庭にとって「使っていないのに値上げされる」印象を持たれやすい（=受益者負担の原則に反する）。
② 説明責任が必要	値上げの根拠や、保育時間延長を利用しない保護者に対し、十分な説明を行う必要がある。
③ 利用の集中リスク	追加料金がないことで、延長保育の利用が集中し、職員体制に負荷がかかる可能性がある。

パターン②【延長保育料を徴収する（2,000円程度）】

通常の閉所時間は現行通り、延長利用者のみ別途料金を徴収する方式。

● メリット

- ・実際に延長を利用する家庭だけが負担するため、公平感がある。
(受益者負担の原則を最も適切に反映できる。)
- ・月ごとの徴収を想定しており、保護者の利便性が高い。

● 主な課題

課題	内容
① 経済状況による利用制限の懸念	延長を利用したくても経済的に利用できない家庭が出る可能性がある。その場合、そもそも延長の目的（保護者の就労支援）が果たせない。
② 支払いの複雑化	月ごとに延長保育料が変動するため、保護者側の支払い事務が煩雑になる。
③ 料金未収・トラブル	追加徴収（当初予定していなかったが、急遽延長保育が必要になった場合など）の場合、料金支払いのトラブルが起こる可能性がある。

7. 開所時間の延長実施の方策及びスケジュールについて

学童保育所の開所時間延長に伴い、勤務条件の変更が生じることから、職員の退職希望者が発生する可能性が想定されます。

このため、安定的な運営体制を確保する観点から、一部の学童保育所については民間事業者への運営委託を検討する必要があると考えられます。

これにより、市の直営と民間委託による運営が併用される形態となる見込みです。

なお、直営施設においては、人員確保のために人材派遣サービスの活用が必要となる可能性があり、民間委託施設については、業務委託に係る費用負担が生じることが想定されます。

担当課としては、現時点では以下のとおり、検討を進めてまいりたいと考えております。

スケジュール（案）

令和8年 9月	議会にて補正予算提出（案）
10月	民間業務委託及び人材派遣の検討（案）
11月	人材派遣及び民間業務委託の決定（案）
令和8年11月～令和9年3月	
	運営に向けた準備（案）
令和9年4月	開所時間延長を開始（案）

8. 時間延長に伴う料金について

保護者にとって仕組みが分かりやすく、利用機会の拡大も図れることを踏まえ、「学童保育料全体（1,000円程度）を上げる」ことの検討を進めてまいりたいと考えております。